

○議長（茅沼隆文）

日程第４ 議案第７０号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、開成町税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第７０号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２７年１２月４日提出、開成町長、府川裕一。

では、１ページをお開きください。

開成町条例第 号 開成町税条例の一部を改正する条例。

開成町税条例（昭和５０年開成町条例第１４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ということでございます。

それでは、各条、各項のご説明に入りたいと思いますが、今回の議案第７０号で上程させていただいております税条例の改正では、地方税法の改正に伴い、地方自治体の条例で定めることとされた内容のものといたしまして、徴収猶予等、及び徴収猶予期間等の延長に係るもの、固定資産税で、新築の高齢者向け賃貸住宅の特例率に係るものが内容として挙げられてございます。

また、マイナンバー法の施行に伴いまして、申告書とマイナンバーを記載するため、個人番号や、法人番号の文言を申告書に追加するものが１点ございます。

次に、軽自動車税において、平成２８年度限りの税率として、地方税法が改正されてございますが、グリーン税制の導入に係るもの、こちらの改正が１点。

それと各税の減免に係る規定の整備として、減免申請の際の申請期限の延長に係るもの、それと軽自動車税になりますが、身障者のために使用する軽自動車税の減免について、年齢制限の撤廃に係るもの。それと法律改正に伴い、生じた項ずれを修正するもの。以上、５点の改正内容に大別されているところでございます。

それでは、各条、各項等についてご説明いたします。

今回の税条例改正により、徴収の猶予に係る内容のものが、第７条の２から第７条の６までとなり、全て新設となっております。

1 ページ目の第 7 条の 2 でありますが、法第 15 条において規定しております、徴収猶予の要件等について、条例で定めることとされましたので、内容をここで定めてございます。

第 1 項では、徴収猶予期間の延長する際の支払い方法として、分割して納付又は納入させることとしてございます。

第 2 項では、分割して納付、また納入させる場合の納付又は納入に係る期限と金額を定めることとしております。

第 3 項では、徴収猶予を受けたものが、どうしても納付、又は納入することができない場合には、その期限、金額を変更できることとしています。

第 4 項では、第 2 項で徴収猶予等を認め、分割して納付、又は納入する場合の期限や金額など、必要事項を徴収猶予又は猶予期間の延長を受けたものに通知しなければならないとしてございます。

次に、2 ページとなっております。第 5 項では、第 3 項で、納付又は納入に係る期限及び金額を変更した場合は、変更して納付又は納入する場合の期限や金額など、必要事項を徴収猶予又は猶予期間の変更を受けたものに通知しなければならないとしてございます。

次、第 7 条の 3 でございます。法第 15 条の 2 において規定しております徴収猶予の申請手続等書類提出について、条例で定めることとされている内容を規定してございます。

第 1 項第 1 号では、申請書に記載する事項を示してございます。徴収の猶予が申請できる場合の事由の詳細を、法第 15 条第 1 項各号で規定している徴収猶予のための事由の詳細としております。

法第 15 条第 1 項各号の中では、1 番目として、災害や盗難、2 番目として、病気やけが、3 番目として、事業の廃止や休止、4 番目として、事業の著しい損失、5 番目として、今申し上げた 1 番目から 4 番目と同様な事柄を猶予のための事由の詳細としてございます。

第 2 号では、徴収金の年度、種類、納付期限、金額を定め、記載するということと定めてございます。第 3 号では、猶予を受けようとする金額。第 4 号では、猶予を受けようとする期間、第 5 号では、徴収の猶予等は分割納付、納入が条件の中で、申請者の意思を確認する必要があるございまして、分割納付、納入する場合の各納期と金額も含んだ内容となっております。

第 6 号では、徴収猶予を受けようとする金額が 100 万円を超えてなおかつ猶予する期間が 3 カ月を超える場合には、提供する担保の物件の詳細について、法第 16 条第 1 項各号のとおりとしてございます。また、提供できない場合は、その事情について、書類提出しなければならないこととしてございます。

ページは 3 ページ目に移ってございます。第 2 項では、申請書に添付する書類を示してございます。第 1 号、猶予を受ける際に当てはまる要件についての添付書類でございます。

第2号では、財産目録やその他資産や負債のわかる添付書類。第3号では、2点ほど添付書類を規定してございますが、一つ目として、猶予を受けようとする費用を基準として、過去1年間の収支のわかる書類。二つ目として、今後の収支の見込みがわかる書類となっております。

第4号では、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、なおかつその期間が3カ月を超える場合に提供する担保について、必要となる書類を規定してございます。

第3項です。法第15条の2、第2項で定めている法定の期限を1年過ぎた後に課税された場合の徴収猶予の事項について規定してございます。この場合には、随時課税となつてございまして、通常課税ですと、1年間を何回かに分けて納期を定めてございますが、この随時課税の場合には、一度に納めていただくというのが原則となっております。この場合の理由でございますが、第1号では、一次に納付することができない理由。第2号では、2ページ目に記載しております。第7条の3第1項第1号、第2号から6号までの事項としてございます。

第4項です。法第15条の2、第2項及び第3項で規定する書類で、法定の期限を1年過ぎた後に課税された場合の徴収猶予と徴収の猶予期間の延長を申請する際の添付書類として、このページ第2項第2号から4号までの書類を規定してございます。

第5項です。法第15条の2第3項で定める猶予期間の延長を申請する際の記載事項を規定してございます。第1号では、徴収金の年度、種類、納期限、金額、第2号では、その理由となっております。第3号では、猶予期間の延長を受けようとする期間、第4号では分割納付の意思と分割納付の場合の各期限と金額としているところでございます。

第6項です。災害や疾病により、徴収猶予や、その期間の延長を受けようとする場合で、添付書類の提出が困難な場合、提出を免除するものです。

なお、担保に関する書類は、第2項第4号で規定していますが、担保を提供できない場合は、その旨を記載して提出することとなるので、この項で免除される書類には入ってございません。ページは4ページに移ってございます。

第7項です。法第15条の2、第8項で規定している徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長に関する書類に過不足があったり、また、記載事項の訂正を求めることとなった場合、その提出や訂正に係る期間を規定してございます。

第7条の4でございます。職権による換価の猶予の要件を規定しています。

第1項では、職権で換価の猶予、または換価猶予期間の延長をする場合、分割して納付または納入させる規定となっております。徴収猶予、または徴収猶予期間の延長のときと同様の規定でございます。

第2項では、職権による換価猶予等の際の要件として、1ページ目に記載の第7条の2第2項から5項までの事項とすることを規定してございます。

第3項では、職権による換価の猶予、又は換価猶予期間の延長の際に求める提出書類を規定してございます。

第1号として、3ページ目、上段にあります、第7条の3第2項第2号から第4号

までの書類。第2号では、換価猶予又は換価猶予期間の延長した場合に、分割納付納入させる上で、参考となる書類等としてございます。

第7条の5でございます。申請による換価の猶予の要件や手続を規定してございます。

第1項では、申請手続の期間を6カ月としてございます。

第2項では、換価猶予、または換価猶予期間の延長の際に、分割して納付、納入させることとしてございます。

第3項では、分割して納付、納入させる場合には、1ページ目にあります、第7条の2第2項から5項までの要件と同様の規定としてございます。

5ページになります。第4項では、申請による換価猶予の場合の申請項目を第1号から第3号までに規定してございますが、第1号では、一次に納入、納付することが困難な事情の詳細としてございます。

第2号は、2ページ中段の第7条の3の第1項第2号から第4号までと、第6号に掲げる事項としてございます。

第3号は、分割納付納入する期限と金額でございます。

第5項では、申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長について、申請する場合の申請書添付書類を3ページ上段の第7条の3第2項から第4項までの書類と同様としてございます。

第6項では、申請による換価の猶予期間の延長を受ける場合の申請事項を規定してございます。

第1号、2ページからの第7条の3第1項、第6号に掲げる担保を提供しようとするときの内容を規定してございます。

第2項は、3ページからの第7条の3第5号第1号から第3号までの事項と同様の内容としてございます。

第3号では、第4項第3号で規定しております、分割して納付、納入する期限と金額を規定してございます。

第7項では、申請による換価の猶予の申請手続等における申請内容の訂正や、不足して添付書類の提出などの手続期間を定めてございます。第7条の6でございます。徴収の猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予をする場合に、担保をとる必要がない場合を規定してございます。

第1号、猶予をする金額が100万円以下、第2号は、猶予期間が3カ月以内である場合、第3号は、特別な事情がある場合としてございます。

6ページをお開きください。それでは、第14条、町民税の申告でございます。第3項で、法人町民税の申告書の提出を規定してございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、第2条第15項に規定しています法人番号について、法人町民税申告書への記載を利用することとしたもので、こちらで規定をしてございます。

次に、町民税の減免でございます。第18条でございますが、町民税の減免申請の

期限について、納期限までを申請期限とするものでございます。

なお、固定資産税の減免については、この１８条第２項を準用する規定となっており、従来は納期限前７日となっておりましたが、これを納期限までと延長するものでございます。

次に、固定資産税の非課税等の申告でありますが、第１９条の２第１項におきまして、地方税法の改正に伴い、地方税法に項ずれが生じたため、これを引用しております税条例も改正をする必要が生じたものでございます。

７ページでございます。軽自動車税の減免でございます。第３２条第１項第２号です。身体障害者で年齢が１８歳未満の者と生計を一にするものが所有する軽自動車税を減免の対象としておりましたが、今回、この年齢要件を撤廃しようとするものでございます。

また、第２項では、減免申請の期限について、町民税、固定資産税と同じく、納期限までを申請期限とするものでございます。

次に、第２項第２号の改正でございます。これは行政手続における特定の個人を識別するための、番号の利用等に関する法律第２条に規定しております、個人番号や、法人番号を減免申請書に記載するよう改正するものでございます。

７ページ下段以降の附則でございます。第１２項と第１３項は、ともに固定資産税の減額を受けようとする申告において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条に規定してございます、個人番号や、法人番号を記載するよう、改正するものでございます。

９ページになります。附則第１４項第５号において、項ずれが生じたので、法附則第１５条第３８項の記載を、同条第４０項に改正するものでございます。

また、新規に第６号を新設するものでございます。これは地方税法の改正により、法附則第１５条の８第４項に規定する、新築の高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置について、我が町特例により、減額率を町条例で定めるもので、改正された税法では、改正前の率であります３分の２の率を参酌して、町の条例で定めることとされたものでございます。町では、特に従前と率を変更する特別な理由がないため、従前の３分の２の率としてございます。

第１６項です。平成２８年度分の軽自動車税の税率の特例で、グリーン化特例と言われるものでございます。平成２８年度課税について、平成２７年４月１日から、平成２８年３月３１日までに新車登録した車両で、環境負荷が低い車両について、環境負荷が低い順に、３区分に分けおおむね７５％、おおむね５０％、おおむね２５％の税額を軽減するものでございます。

各号の表の注欄の金額が、右の欄の金額となり、各号の表の上から三輪車、乗用の営業車、乗用の自家用車、貨物用の営業車、貨物用の自家用車の順と記載してございます。

第１号では、おおむね７５％軽減のものとなっております。第２号では、おおむね５０％軽減のものとしてございまして、ガソリンを燃料としているもので、第１号の

規定の適用を受けるものを除くとさせていただきます。

第3号では、おおむね25%軽減のもので、同じくガソリンを燃料としているもので、第2号の規定の適用を受けるものを除く内容となっております。

ページは10ページ、11ページになります。本条例改正の附則でございます。附則、施行期日、1、この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1)、第19条の2、第1項及び附則第14項の改正規定は、交付の日からとなっております。

(2)、第14条第3項、32条第2項、第2号並びに附則第12項、第1号及び第13項第1号の改正規定については、平成28年1月1日となっております。

(3)、第7条の次に、5条を加える改正規定、並びに第18条2項第32条第1項及び同条第2項の改正規定、同条第2号に係る部分を除きますが、並びに附則に1項を加える改正規定、こちらにつきましては、平成28年4月1日でございます。

徴収猶予に関する経過措置といたしまして、2、この条例による改正後の開成町税条例（以下「新条例」という。）第7条の2、第7条の3、及び第7条の6の規定、地方税法等の一部を改正する法律、平成27年法律第2号、以下平成27年改正法という。附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限るは、前項第3号に掲げる規定の施行の日以後に申請される、新法第15条第1項、又は第2項の規定による。失礼しました。こちら「徴収」となっておりますが、「徴収」に改めていただきたいと思います。徴収の猶予について適用し、同日前に申請された、平成27年改正後、附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法、（以下「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお、従前の例による。

職権による換価の猶予に関する経過措置。

3、新条例第7条の4及び第7条の6（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお、従前の例による。

申請による換価の猶予に関する経過措置。

4、新条例第7次洋の5及び第7条の6（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に、新法第15条の6第1項に規定する納期限が到来する町の徴収金について適用する。

失礼いたしました。ただいまのところ、「町の徴収金について適用する」にご訂正をいただきたいと思います。大変申しわけございません。失礼いたしました。

次に、固定資産税に関する経過措置。5、新条例附則第14項第6号の規定は、平成27年4月1日以後に新築された平成27年改正法第1条の規定による改正後の

地方税法附則第15条の8第4項に規定するサービス付高齢者向け住宅である賃貸住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

大変難しい条例で、なかなかご理解できませんので、お伺いいたします。まず、1ページの第7条の2のところからですが、徴収の猶予期間の延長というのがあります。延長だけで、期間的には最長どれぐらいまで延長できるかというのはよくわからないのですが、どれぐらいの延長期間が認められるものかということと、その下にいて、3項の4行目のところで、やむを得ない理由があつてというところがありますが、このやむを得ない理由というのは、法の第15条の1項で定めている1号から5号に該当する震災とか、冠水、火災、盗難、このことを言っているのでしょうか。まず、この2点についてお伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

まず、延長の期間等でございますが、徴収の猶予につきましては、基本的には1年を認めることとされてございます。ただ、1年でどうしても支払うことができない場合は、もう一年の延長が可能ということが、地方税法の中で規定されてございます。合計で2年までが、徴収の猶予が確保されるということでございます。

また、やむを得ない理由につきましては、今、議員のほうでご指摘のとおり、地方税法の第15条の中の第1項第1号から第5号までの要件となっております。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

菊川です。それから、次の2ページのところの一番下のところで、金額が100万円を超えと書いてあります。この金額の100万というのが出ておりまして、第16条1項各号に掲げる担保がありますが、ここは地方税法で言いますと、国債、地方債、土地、あるいは長が認める社債等ではないかと思いますが、地方税法上では、50万円以下という形で記載してあったかと思うのですが、この100万円との差異はどういうことなのか、教えてください。

○議長（茅沼隆文）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

こちら100万円の根拠でございますが、以前は、議員ご指摘のとおり、50万円

というものが一つの基準となってございました。ここで国税通則法の関係が改正されてきたことに伴いまして、地方税法の改正がなされたという背景がございます。この中で国税通則法のほうで１００万円を期限としているところで、こちらに準拠した形で、条例のほうも１００万とさせていただいた状態でございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○１１番（菊川敬人）

はい、わかりました。

それともう一点、今回、猶予期間というのが定められておるのですが、例えば、制定されてはいるのですが、猶予の取り消しというのは発生しないのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

猶予の取り消しにつきましては、地方税法の中で取り消すことができるということになってございます。こちらにつきましては、納税に対しての誠意が見られない、あるいは猶予をするまでもなく、資産等が発見された場合、こういう場合につきましては、猶予を取り消して、徴収をしていくという形になってございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、ちょっとお待ちください。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

今回の議案の１０ページの改正前、改正後の訂正の表がございますが、この中で第２８条第２号アというものを記載している部分がございます。この下に、罫線が一本入ってございますが、この罫線につきまして、不必要なものとなってございましたので、この罫線を消していただければと思います。こちらのほう、訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

それでは、質疑を終了して、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第７０号 開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって可決されました。